

市長に対する不信任決議

田久保眞紀市長は、令和7年7月7日伊東市議会において全会一致で議決した辞職勧告決議に対し、今なお応じることなく、市議会の議決を軽視する姿勢があるほか、地方自治法第100条に基づいて設置された市長の学歴及び入札執行停止に係る事務調査特別委員会による記録提出請求及び証人出頭請求に対しても正当な理由なく拒否し、自身の個人情報法益のみを主張して、地方自治法に違反するなど、公人としての法令遵守の精神や公益性の確保といった責務を軽視しており、また、刑事告発を受けている状況にあることをもってしても、地方自治法をはじめとした各種法令に違反している疑いを免れない状況にあり、このような事態を招いた田久保眞紀市長は、市長として、およそ不適格であると言える。

自身の進退については、辞職の意向を示した後に2度にわたりその時期を示唆するも、これを軽々しく撤回するなど、このような市長としての職責や発言の重みを全く理解していない朝令暮改とも言える数々の言動により、多くの市民を困惑させ続け、今もなお市政を混乱させており、現に一連の騒動を原因として補正予算の編成が大幅に遅れることで、市民生活に影響を及ぼす事態に至るなど、市政の停滞が如実に現れていることから、その責任は重大であるとともに言語道断であると言わざるを得ない。

また、議会での答弁やインターネット交流サイトでの発言においても、自身に対する批判的発言や投稿に対しては、公然と法的措置を検討すると表明、または、誹謗中傷をする一方、自身が疑念を持たれている不都合な事案に関しては、一切の説明責任を果たすことなく、法律解釈論を盾に強弁し自己保身に終始するなど、誠実さのかけらもないと言わざるを得ない態度であり、公人の振る舞いとしてふさわしくないという表現では足りず、市や市民全体を対象として、公平・公正を保ちながら、公益を優先した市政を担えるだけの判断力があるとは思えない。

市長が、特定事業者と単独で交渉をすることを禁止する趣旨の業務マニュアルがあるにもかかわらず、これを遵守せずに担当部署を介することなく交渉するなど、癒着や利権絡みと疑われても仕方がない行動を取るほか、市長を続投する理由として挙げた「水面下で激しく動いている」とした伊豆高原メガソーラーパーク事業及び新図書館建設事業については、市長自身が何も動かないことを承知している旨の発言等をしながらも、事実を歪曲し、市民の不安をあおり、これを扇動し、自身の公約や続投理由を捏造することで市長と

しての立場を正当化しようと図るなど、市民が適切に行政を判断する機会を失わせるような発言を平然と主張することは、市長という権力が伴う立場である以上、非常に危険な状態であると言える。

市長が辞職を撤回して続投しなければならないといった理由はなく、田久保眞紀氏が、市長である必要性や正当性の根拠はどこにもないことは明白である上、もはや本市の負の象徴として全国的に評判となってしまった田久保眞紀市長が伊東市長であり続ける限り、基幹産業たる観光業、ひいては市民生活に暗い影を落とし続けることを危惧せざるを得ない。

以上のことから、田久保眞紀市長が今後も引き続き市長職を担うことについて、市政の監視機関である伊東市議会として、一切擁護することはできず、市政の健全性を一刻でも早く回復させ、行政機能の正常化を図るために、田久保眞紀市長に対し即刻、辞職を求めるものである。

よって、本市議会は、田久保眞紀伊東市長を信任しない。

以上、決議する。

令和7年9月1日

伊 東 市 議 会